

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和6年4月18日

1 申請のあった年月日 令和6年4月11日

2 特定添付書類に記載された事項

(1) 法人名

特定非営利活動法人カノア

(2) 目的

この法人は、医療的ケアの必要な障がい児・者および重度心身障がい児・者本人および家族等（以下、「医療的ケア児・者等」という。）に対する理解を深め、デイサービス事業、短期入所や日中支援型グループホーム、相談支援活動に関する事業を行い地域や関係施設・団体等において理解の促進および啓発活動を行いながら支援の輪を広げ、医療的ケア児・者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。